

令和6年度第1回松江市教育委員会会議議事録

日時：令和6年4月25日（木）14：00～

場所：教育委員会室

出席委員：藤原教育長、塩川委員、原田委員、大谷委員

事務局：藤原副教育長、川上副教育長、教育委員会次長（教育総務課長）、教育委員会次長（生涯学習課長）、教育総務課教育指導官、学校管理課長、学校教育課長、学校教育課教育指導官、生徒指導推進室長、発達・教育相談支援センター所長、発達・教育相談支援センター調整官、学校給食課長、中央図書館事務局長、青少年支援室長、皆美が丘女子高校校長、こども子育て部長、こども政策課長、保育所幼稚園課長、人権男女共同参画課長、人権男女共同参画課教育指導官

○藤原教育長

新年度第1回目の教育委員会会議であるため、はじめに時間を頂戴して、令和6年4月に着任をした15名の新任管理職について、お手元の名簿順に自己紹介をさせたいと思う。

それでは、藤原副教育長からお願いします。

○藤原副教育長

この度、生涯学習課長から副教育になった藤原雅輝である。今後は学校教育のほうもいろいろと勉強させていただくことになるが、特に学校施設のほうは、法令で決まっているというよりは、むしろ努力義務というものが結構あることが分かり、そうするとなかなか判断も難しく、自分なりの信念というか、考え方をしっかり持ちたいと思っているため、是非ともご指導のほう、よろしくお願いします。

○川上副教育長

4月より副教育長を務めている川上諭である。3月までは島根県教育庁松江教育事務所勤めていた。教育行政機関に勤めるのは今年で8年目を迎えるが、松江市教育委員会で勤務するのは初めてである。県教委も市教委も学校を支えるというのが使命な

わけであるが、その最前線にある市教委において、その一員として、微力ではあるが、頑張っていこうと思っているため、よろしく願います。

○加納生涯学習課長

生涯学習課長の加納である。この4月に健康福祉部より異動をしてきた。長い間、健康福祉部に在籍をしており、また新たな分野での業務になる。どうぞよろしく願います。

○三島教育指導官

教育総務課教育指導官を務める三島淳である。3月までは松江市立第四中学校の教頭として2年間勤めていた。またよろしく願います。

○米原教育指導官

学校教育課教育指導官の米原である。この3月までは古江小学校で3年間教頭を勤めていた。学び推進系の係長も務めるため、学力向上に向けて努めたいと思っている。よろしく願います。

○奥原生徒指導推進室長

この度の異動で生徒指導推進室のほうに参った奥原である。今年度、生徒指導推進室7名で業務にあたっている。どうぞ今年度、御指導のほどよろしく願います。

○宍道調整官

この4月から発達・教育相談支援センターのほうに参った宍道である。前職はこども子育て部、その前は健康福祉部のほうにいた。今後ともよろしく願います。

○足立学校給食課長

この4月より学校給食課長を仰せつかった足立である。学校給食もいろいろ課題はあるが、精一杯取り組んでいきたいと思うため、御指導のほどよろしく願います。

○吉野中央図書館事務局長

中央図書館事務局長の吉野である。ご承知の通り、昨年10月1日に中央図書館がリニューアルオープンした。より市民の皆さんに親しんでいただけるような図書館づくりを目指したいと思っている。よろしく願います。

○多々納校長

皆美が丘女子高校の校長を拝命した多々納である。38年間、県立高校の国語の教員として勤め、出雲高校の校長を最後に定年退職し、昨年度は県の学校企画課のほうで人材育成にあたっていた。皆美が丘女子高校では、パフォーマンス、ホスピタリティ、コミュニケーションの力を向上させ、松江に貢献できる素敵女子を育てていきたいと思っている。よろしく願います。

○玉木こども子育て部部長

4月よりこども子育て部部長を務めることになった玉木である。こども子育て部は教育委員会と連携したり、御相談・御意見を伺うことが多々あると思うため、どうぞよろしく願います。

○池田こども政策課長

この4月からこども子育て部のこども政策課長を務めることになった池田である。昨年までは同じ部の保育所幼稚園課長を務めていたが、異動で本課のほうに参った。引き続き、こどもの最善の利益を目指して業務にあたっていきたいと思っている。どうぞよろしく願います。

○持田こども政策課保育指導官

こども政策課保育指導官の持田である。私は、昨年度までは意東保育園・意東幼稚園で園長をしていた。行政に入ったのは初めてであるため、いろいろとふつつかもあるかと思うが、めまぐるしく変わってくる社会情勢の中、しっかりと子どもたちを育てていけるようにと力を尽くしていきたいと思っている。よろしく願います。

○花形保育所幼稚園課長

この度保育所幼稚園課長を拝命した花形である。保育所幼稚園課では、保育所の入

所や運営を担っている。どうぞよろしく願います。

○池田人権男女共同参画課長

4月より人権男女共同参画課長を拝命した池田である。こちらの課で学校教育に関する人権の係ももっているため、また今後ともよろしく願います。

○藤原教育長

以上が管理職の異動である。この際であるため、事務局の2人も自己紹介をお願いする。

○岡野事務局

この4月にこども政策課から教育総務課に入った岡野である。平成29年度から令和2年度まで4年間、教育総務課で教育委員会会議などをさせていただいていたため、その経験を生かしてやっていきたいと思っているため、どうぞよろしく願います。

○藤見事務局

今年度から教育委員会に入った藤見である。私はこの前の3月に大学を卒業したばかりで、まだ何も分からないことがたくさんあるが、早く皆さんのお役に立てるように頑張るため、よろしく願います。

○藤原教育長

以上で自己紹介が終わった。御覧いただいた通り、大変大きな人事異動で、ほとんどメンバーが変わったといっても過言ではない状況である。新しい感覚で今年度の教育委員会会議、教育行政に取り組んでいきたいというように思っているため、よろしく願いたいと思う。

1 開会宣言（藤原教育長）

○藤原教育長

本日は、金津委員が所用のため欠席となっている。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、教育長を含め、教育委員5名中4名の出席

があるため、過半数の出席となっている。本会議が成立していることを御報告申し上げたいと思う。

本日の会議については、お手元の次第の通り、報告事項が5件と議案が2件、その他報告が1件となっている。

開会にあたり、まず、議第1号、松江市特別支援教育就学審議会委員の委嘱について、並びに議第2号、松江市社会教育委員の委嘱についての公開・非公開の取扱いについてお諮りをしたいと思う。

会議規則第2条第1項但書きによると、人事に関する事件・その他の事件については、教育長又は委員の発議により、出席した教育委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとなっている。

議第1号並びに議第2号については、特別支援教育就学審議会委員並びに社会教育委員の人事に関わるものであるため、会議を非公開として開催したいと考えている。

なお、会議規則第2条第2項により、この発議については、討論を行わずに可否を決することとなっている。

お諮りをする。議第1号については、非公開の取扱いとすることに御異議はないか。

……………異議なし……………

異議がないため、そのように取扱いたいと考える。

議第2号についても非公開での審議とさせていただきたいと思うが、よろしいか。

……………異議なし……………

異議がないため、議第2号についても非公開での審議とさせていただく。

本日も出席者については説明者など、必要最小限の人数での対応とすることにして
いるため、御理解をいただきたいと思う。

2 会議録署名者の指名（塩川委員、原田委員）

3 報告【5件】

○藤原教育長

それでは、事務局から説明をお願いします。

【報告 第1号 令和5年度小学校、中学校及び義務教育学校における校内事故の発生状

況について】

○後藤学校教育課長

議案集の2ページ、3ページを御覧いただきたい。

従来より学校内において事故が発生した場合、特に救急搬送をした事案や事後に配慮する必要がある事案については、速やかに学校教育課に一報を入れてもらうよう各校にお願いしている。

これらのうち、体調不良や自損事故による救急搬送、また、学校側に過失や瑕疵等が認められない事案については、その後、事後報告書の提出は求めている。

一方で、教育活動中に事故の要因があると考えられる場合、また、事故直後の対応の中に適切でない点が認められる場合などは、事故報告書の提出を求めている。

また、食物アレルギーに関して、学校給食による事故については、学校給食課へ報告書を、また、学校給食以外の食を伴う活動については、学校教育課へ報告の提出を求めている。

それでは、2ページを御覧いただきたい。最初に学校教育課から報告する。

学校教育課へ、1の事故報告の提出を求めた件数は、小学校2件、中学校1件の計3件であった。

2には、事故の概要を分類して示しているが、その概要について少し説明をさせていただく。

まず、小学校の概要についてであるが、1件目は怪我に関する報告となる。この事故は、小学校3年生の児童同士の衝突による眼部と頭部の打撲によるもので、学級活動の時間に体育館のほうで起きた。事前に活動のエリアを区分けする等、学校の安全配慮が十分でない状況下で発生した事故で、眼部を打撲した児童のその後の見え方に後遺症の可能性が残り、現在も経過観察中である。

学校は安全配慮が十分でなかったことを保護者に謝罪し、該当児童の回復状況を注意して見守っているところである。

続いて、もう1件。小学校であるが、5年生児童の弁当持参による食物アレルギー・アナフィラキシーの報告である。給食時間に別室で弁当をとっていたときに発症している。一緒にいた養護教諭がすぐにエピペンを使用し、その後、救急車で搬送した。

続いて、中学校の事故である。2年生の生徒が部活動中に捻挫をした直後に、コールドスプレーを使用した応急処置により、二次的に皮膚炎症を発症したという事故で

ある。このケースにおいても後遺症の可能性が残った。

学校は不適切な処置について保護者に謝罪し、適切な応急処置について、学校内の教職員に周知して再発防止に努めている。

また、教育委員会も、再発防止のために市立学校の校長に事故の概要説明と適切な応急処置の方法について通知した。

学校教育課からの報告は以上である。

○足立学校給食課長

続いて、学校給食課からの報告をする。先ほどの説明にもあったように、学校給食における食物アレルギーの発生の報告は、重症事例、ヒヤリハット事例ともにすべてを学校給食課へ事故報告を提出していただいている。

議案集の3ページを御覧いただきたい。3の報告件数であるが、令和5年度は小学校5件、中学校1件であった。

4には、アレルギー事故の概要を記載している。最初に重症事例について、これについては小学校において給食・喫食後、昼休み時間に運動をしていたところ、両目の腫れや息苦しいなどの症状が出たため、救急搬送された事例である。

この件については既往がなく、給食のアレルギー対応の対象ではない児童であり、運動誘発アナフィラキシーと診断をされ、ただ、原因食物は不明とのことであった。

続いて、要手当事案については、これも小学校において、給食・喫食後、昼休み時間に運動していたところ、呼吸が苦しい、蕁麻疹などの症状が出たため、保護者に連絡し、受診された事例である。

この件についても既往がなく、アレルギー対応の対象ではない児童であり、食物依存性運動誘発アナフィラキシーと診断され、原因食物は、当日の献立の中のフルーツクリームの可能性が高いということであったが、特定ができないとのことであった。

次に、未然事案については、配膳の誤りや詳細な献立表への記入漏れ、代替食の持参忘れなどがあったが、健康被害はなかったものである。

教育委員会としては、今後も学校と情報共有を密に行うとともに、未然防止や初動対応の徹底、再発防止などの体制を構築・強化し、適切な危機管理対応を推進していきたいと考えている。

以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第1号については以上とする。

【報告 第2号 令和5年度松江市特別支援教育就学審議会審議結果及び就学先について】

○山本発達・教育相談支援センター所長

議案集の5ページを御覧いただきたい。

1の開催回数である。昨年度の審議会は、6月から3月まで全10回行っている。計237件の審議と12件の持ち回り審議を行った。12件の持ち回り審議については、そのうち7件が松江市への転入、5件が児童相談所の措置等によるもので、いずれも審議会委員の了解を得て持ち回りとしたものである。

2の審議件数については、合わせて249件であった。ちなみに令和4年度は218件であった。

3の審議結果である。(1)の判断結果と実際の就学先の表に示している。1段目、就学審議の判断が通常の学級とされたケースは全部で8件。実際の就学先もすべて通常の学級であった。この8件のうち、7件は特別支援学級から通常の学級に在籍を移動したものである。

2段目、就学審議の判断が特別支援学級というケースが全部で203件。判断通り特別支援学級に就学されたケースが197件。実際には、通常の学級に行かれたケースが5件、特別支援学校に行かれたケースが1件であった。

同じように、3段目は、特別支援学校と判断されたケース。これが全部で38件であった。判断通り特別支援学校に就学されたケースが32件、特別支援学級のほうに就学されたケースが6件であった。

審議会の推移については、6ページを御覧いただきたい。上の棒グラフは、令和元年度から5年度までの審議会の審議の件数の推移を表したものである。

その下の表は、同じく令和元年度から令和5年度までの審議会の判断と実際の就学先を示したものである。令和5年を見ていただくと、全部で12件が実際の判断と異なった就学先に行ったケースになる。この12件は全体の4.8%にあたる。

この審議会の判断と異なったケースについては、今年度引き続き状況の把握をしながら、継続的な相談を実施することとしている。学校生活や学習の適応状況、本人・保護者の意見等を踏まえて、次年度以降、在籍の異動につながるということもある。

3段目は、年度ごとに幼児・児童・生徒別の審議数を示している。

また、一番下のグラフについては、実際の就学先の状況を表したものである。

以上で報告を終わる。よろしく願います。

○藤原教育長

説明が終わった。この件について質問や意見はあるか。

○塩川委員

1点だけ質問であるが、審議結果のところ、審議会のほうで判断されたこどもが1人特別支援学校に行かれたという報告であったが、言える範囲で結構だが、どういう状況、ケースだったのかということと、その学校と保護者の対応をお聞きしたいと思う。

○山本発達・教育相談支援センター所長

この1ケースについて、障がいの程度としては、特別支援学級で対応できるという専門家等の判断であったが、できるだけ小学校から更に手厚い、その子に合った教育をしたいという保護者さんのニーズにより、特別支援学校に行かれることになったというケースである。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○原田委員

先ほどの推移について、審議件数はどんどん増えているが、生徒数・児童数は年々減っていると思う。その中で、学級数も支援学級も年々増えているのかというところをお聞きしたい。今年度は大体松江市の中でどれくらいの学級数があるのかお聞きしても良いか。

○山本発達・教育相談支援センター所長

原田委員の御質問についてであるが、学級数については、今年度、特別支援学級は158学級ある。昨年度5月1日が151学級であり、7学級の増ということで、この158というのは全体の20%を超える学級数になっている。

○原田委員

去年よりも7クラス増えているというところで、その分、先生も専門の先生が7人増えるという形になるのか。

○山本発達・教育相談支援センター

専門のというところについては、人材育成を図りながらということになるろうかと思うが、158学級あるため、担任が158ということになるろうかと思う。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○大谷委員

差し支えなければ、増えている児童・生徒の内訳を教えていただけたらと思う。全国の流れ・動向と、特に松江に特徴があるというようなことでも結構であるため、よろしく願います。

○山本発達・教育相談支援センター所長

今年度、小学校・中学校全部で588名の特別支援学級のこどもたちがいる。これは全体の児童数の約3.9%にあたる。このこどもたちは、6障がい種別の特別支援学級に分かれている。最も多いのが自閉症・情緒障がい特別支援学級で361人である。続いて、知的障がいの特別支援学級のお子さんが187人。そのほか病弱学級が19人、肢体不自由学級が12人、難聴学級が5人、弱視学級が4人ということでの588名である。

この傾向は、松江市の特徴ということではなく、全国的な傾向というようなところを今は認識している。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第2号については以上とする。

【報告 第3号 松江市教育委員会「教職員の働き方改革プラン」の策定について】

○三島教育指導官

別冊資料を準備しているため、準備をお願いします。

令和3年度からの「松江市教職員の働き方改革プラン」の期間が令和5年度をもって終了したことを受け、これまでの取り組みを検証し、今後の取り組みについてまとめた「第2期松江市教職員の働き方改革プラン」を策定し、令和6年度から令和8年度までの3年間取り組むこととする。

4ページをお開きいただきたい。中ほどに第2期働き方改革プランの重点をお示している。(1)留守番対応電話の全校への早期導入や、ICTの積極的な活用など、効果のあった学校全体の業務支援に関わる取り組みをより推進する。(2)時間外勤務が多い傾向にある大規模校、教頭等管理職、部活動を担う教職員に対する業務支援に関わる取り組みを推進する。(3)地域や家庭等の理解と協力を得ながら推進していくことが重要であるため、学校運営協議会等、地域や家庭、関係機関等への働きかけや情報発信を推進するという3つの柱を立てた。

また、4ページ以降に第2期プランの概要を記載している。数値目標は、時間外勤務の上限は月45時間、年間360時間以内とすることと、年次有給休暇を年間10日以上取得するとしている。

5ページ以降には、参考指標や具体的な取り組みを示している。教職員の長時間の労働の解消を目指す目的は、教職員の心身の健康を保持し、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスの実現につなげ、学校教育の質の向上と活性化につなげるためである。

第2期働き方改革プランのサブタイトル「～健康でいきいきと働いて、子供に豊かな教育を～」を実現できるように取り組む。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。この件について、質問や意見はあるか。

○原田委員

ホームページが4月から新しくなっていて、とても見やすいと思って毎回見させてもらっている。文字も変わって読みやすいし、いろいろな項目ができていて良いと思う。年間行事もきちんと載せていただいているため、すごくありがたいと思う。

あとはその項目に沿って、日々の行事や予定やお知らせなどもホームページで見られるようになると私たちも助かると思う。更にその機能を發揮していただくと良いなと思っている。

あとは、そこにボランティアの募集や、また、地域の方に対してのいろいろな運動会のお知らせとか、地域に向けてのホームページの活用も進んでいただけたら良いと思う。

こちらの中で時間外というのが出てくるが、そもそも時間外とは何時から何時までなのかというのを明記されたほうが良いのではないかと考えており、学校ごとに異なるのか、松江市内では一律なのか、その辺りを教えていただいてもよろしいか。

○三島教育指導官

ホームページ等の件については、また校長会でも情報を共有させていただく。

あと、勤務時間のことについては、各学校によって少しずつ時間が変わっている。8時10分から16時55分という学校もあれば、8時15分から17時というところもある。学校の実態によって若干は違うが、おおよそそのような時間になっている。

○原田委員

私が気になったのは朝の時間で、朝の時間の時間外がどこなのかというところが気になっている。学校が8時から開くのかどうなのか、そこが時間外として扱われるのかどうかで登校時間なども変わってくるのかというところが少し気になって質問させてもらった。

○三島教育指導官

登校時間については、やはり地域の実態によって、勤務時間外のところから昇降口を開けて生徒を出迎えるというような学校もあるのが実際のところである。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○塩川委員

毎年聞いていることかもしれないが、今年度の年度当初、教員不足の状況で定数不足の状況だと思うが、4月スタート時点での不足教員数が分かれば教えていただきたい。それから教員定数以外に支援教職員の方が多くおられると思うが、昨年度に比べて、支援員の部分も手厚くなっているのかどうか。やはりマンパワーというところが必要だとは思いますが、その辺りの状況が分かれば教えていただければと思う。

○三島教育指導

4月時点の常勤教員の未配置人数については79人である。このうち75名については、緊急対応非常勤講師で対応をしている。したがって、今現在4名が欠員という状況になっている。

2つ目の御質問のその他のスタッフ等については、前年度と同じ人数で今動いている。

今年度、教頭マネジメント支援員とあって、教頭業務の負担を軽減するというところで、今年度1名支援員を付けて、また、どのような形になるか検証していくことになる。

以上である。

○塩川委員

今の緊急対応の教員というのは、退職者が主であるということか。

○三島教育指導官

退職者に限らず、働き方にもいろいろな、その者によってご都合等もある。フルタ

イムで働きにくいという方については、退職者以外の方についても、そのような形で勤務をされている方もおられる。

○大谷委員

1つ教えていただきたいのだが、例えば3ページの(2)のところ、松江市の学校のストレスチェックの結果を見ると、全国平均よりも高いとか、あと、ワーク・ライフ・バランスのほうも取れているという先生の割合が全国より少し低いという傾向にあるのだが、これは何か原因として、若しくは要因として何か重視しておられることがあれば教えていただけるか。

○三島教育指導官

この原因というところについては、一つひとつについて情報を得ていないため、現時点でこちらのほうでは少し言いにくいところがある。

○藤原教育長

後藤課長、何かコメントはあるか。

○後藤学校教育課長

ストレスチェックの結果やワーク・ライフ・バランスについて、各学校では校長みずから働き方の中身を見直すことも率先して進めている。特にワーク・ライフ・バランスを自分で意識して勤務できるような環境をつくっていくことと併せて、そういった視点での教職員の意識改革も更に進めていかななくてはいけないと感じている。

ただ実際、こうして改めて平均値を見ると、やはり松江市全体としての課題であると感じる。

以上である。

○藤原教育長

この働き方改革プランの10ページのところに、令和4年度のデータであるが、時間外勤務に関する詳細というのがあり、そこに職務職階別の時間が右下に全部出してある。同じように、例えば教諭・講師の中にあっても、平均値はこれなのだが、本当に

人によって全然働き方が違うという実態がある。

これから、県の教育委員会でも少し話をしているが、職務職階と、実際に誰が長いこといるのかというところの分析に入らざるを得ない状況になっているということであるため、個別の対応も含めて話を進めているところである。

それから、先ほどのストレスチェックについても、受けない教員が結構いるため、校長先生を通じてしっかりストレスチェックを受けるようにということを指導していきたいと思っている。大体そういう人に限って長いことおられるため、個別の対応も含めてやっていくことになると思っている。

それから、先ほどあった通り、ここで教頭が突出して在校時間が多い。県下で2名しか配置してもらっていないため、そのうちの1人が松江で、これは教頭の業務分析をするという意味も含めて、どれだけ事務仕事を取ってあげられるのかというところを検証した上で、次年度以降に反映するという趣旨である。

一方で、マスコミ等でも出ているが、今年度は中央教育審議会でも働き方改革、要は先生の処遇改善の話が議論をされている。現在4%の教職手当を、10%以上という曖昧な表現になっているが、業界の話によると、12%ぐらいが落ち着きどころではないかという話である。

一方で、現職の教職員の皆さん方からは、それでは何も改善しないという意見が共同の記者会見も開かれて表明されるなど、いろいろな動きがある状況である。

併せて、もう1つ、この職務職階の中で、主幹教諭と教諭講師というのがあるが、その間に主任教諭という職ができるらしいという噂である。これは、今の新陳代謝が非常に多い中で、若い新採の教諭を指導するという位置付けでの主任教諭ということで、別に1個給料表ができるらしく、要は主幹の前の段階まで昇給するという位置付けのようである。

これは令和6年度に審議をされて、令和7年度からの予算化というところが議論されているところであるため、やがてそういう情報も出てくるものと思っているところである。

それから、先ほども申し上げたが、平均のデータというのは全体を見えなくする要因でもあるため、学校別、大規模校、中規模校、小規模校、それぞれで置かれた状況・特色があるため、それぞれ個別の分析も改めてしていくということ。

それから、当然、総労働時間というのは、基準の時間に超勤を足して、有給休暇を

引いたものであるため、有給休暇の取得についても積極的に取り組んでいくというのが1つポイントにもなってくるというように思っているところである。

働き方改革というのは、要はこちらがいろいろものを考えるが、最終的には本人の意識改革であるため、それを実現していくような形を教育委員会としても考えていくべきというように考えているため、また情報共有をしながらこれは進めていきたいと思う。

それから、着実に在校時間に効果を上げている留守番電話の対応について、なかなか全部入れられなくてご迷惑をかけているが、思いのほか電話の機種がたくさんあって一律にできないというハード的な問題もある。ただし、入れるととても時間外が削減できるという効果が検証されているため、しっかり導入していきたいように思っている。

今、各学校、県の教育長と私と一緒に小学校の訪問活動をやっており、そこでいろいろ聞くと、留守電にする時間というのが、早いところは4時45分から速攻で入れ、遅いところは6時半。随分違う対応を、先ほどの学校の実態に合わせてということであるが、そういう対応をしておられるというようなこともある。引き続き、個別のそういう状況も踏まえながらいろいろな対応をしていくことになると思うため、よろしくお願いをしたいと思う。

第2期の特徴は、平均値から個別対応というところが大きな転換点だと思っているため、そのようにご理解をいただければと思う。

それでは、報告第3号については以上とする。

【報告 第4号 「第3次松江市子どもの読書活動推進計画」の策定について】

○吉野中央図書館事務局長

私からは、あらかじめお配りいただいている計画の概要版、それから冊子になっている本編で説明させていただく。

まずは概要版を御覧いただきたい。まず、この計画であるが、平成13年に施行された子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき策定したものである。本市においては、過去、平成20年に第1次計画を、平成29年に第2次計画を策定している。

続いて、計画の目的であるが、法律の第2条の基本理念については記載の通りであるが、この理念に沿って子どもの読書活動を推進していくということにしている。

それから、計画の対象であるが、概ね 18 歳以下のすべての子どもと保護者をはじめ、子どもの読書活動に関わるすべての市民や地域、学校、行政、関係機関とし、計画期間は令和 6 年 4 月から令和 11 年 3 月までの 5 ヶ年としている。

第 2 次計画の策定以降の動きとして、国においては、いわゆる読書バリアフリー法が制定された。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や GIGA スクール構想による学校の ICT 環境の整備等、子どもたちの読書を取り巻く環境が大きく変化した。

本市においては、松江市立中央図書館をリニューアルするとともに、学校図書館に新たな機能を付加した学びの空間、ラーニングコモンズの整備も進めている。

こうした様々な社会情勢や環境の変化を踏まえ、そして第 2 次計画期間中の成果・課題を検証しつつ、第 3 次松江市子どもの読書活動推進計画を策定したところである。

策定にあたっては、市の関係課から第 2 次計画以降の目標数値の実績報告等を求め、松江市立図書館協議会に諮問し、パブリックコメントを実施した後に、本計画の策定に至っている。

目標については、中ほど記載の通りであるが、ここで具体的な数値目標だが、本編 20 ページから 26 ページを御覧いただきたい。字や数値が見えづらいところがあるかもしれないが、第 3 次の計画を策定するにあたり、子どもの読書に関するアンケート調査を令和 4 年 12 月に学校の 1 人 1 台タブレットを活用するなどして、市立小・中・高だけではなく、市内の私立学校や県立学校、高専も含め、小 5・中 2・高 2 を対象に調査を実施した。

このアンケートの質問としては、「本を読むことが好きか」など、読書に関する質問と回答結果をグラフに載せているが、この結果をベースに計画の目標を立てている。

それでは、概要版を御覧いただきたい。計画の目標であるが、不読率の低減と読書が好きな児童生徒の割合を増やすということにしている。不読率という言葉は国の計画でも使われている言葉であるが、1 ヶ月に 1 冊も読書をしなかった児童生徒の割合の数値を表したもので、小学 5 年生は 3%、中学 2 年は 12%、高校 2 年は 37%という数値を、令和 10 年度にはそれぞれ 2%、8%、26%まで減らすということを目指している。

概要版でお示ししている不読率の数値は電子書籍を含む数値であり、先ほど御覧いただいた本編の 23 ページの数値、これは紙の本に限定した数値である。注釈を付けておらず申し訳ないが、パーセンテージが異なっているため、あらかじめお断りしておく。

また、読書が好きな児童生徒の割合についても、それぞれ 74%、73%、75%となっているが、令和 10 年度には、それぞれの学年で 80%を目標値として設定している。

概要版の取組方針ということであるが、まず、1 つ目が、不読率の低減に向けてである。小さいころから本に親しむ機会を増やすことが不読率につながると考えられることから、就学前からの読み聞かせの促進や学校における探究的な学習活動での図書館の活用など、子どもが読書に触れる機会を増やしていけるような取り組みを継続していく。

2 つ目が、多様な子どもたちの読書機会の確保である。これは令和元年度に施行された、いわゆる読書バリアフリー法を踏まえ、身体に障がいのある子どもは元より、外国籍の子どもなど、多様な子どもに対して読書機会を提供するための環境を整えるということである。

3 つ目が、デジタル社会に対応した読書環境の整備である。国の GIGA スクール構想や学校の ICT 環境の整備など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、電子書籍の導入検討や学校でのタブレットによる読書支援の検討などを図っていく。

最後、4 つ目が、子どもの読書活動を支える人材の育成である。保護者に向けた啓発をはじめ、教職員、保育士、ボランティアに対する研修の機会を提供などし、人材の育成を図っていく。

それから、概要版の下ほどの今後の学習活動の推進に向けた展開であるが、まず、左側の家庭・地域における読書活動の推進についてである。子どもの読書習慣は、家庭において絵本などを介し、楽しい時間を共有することから始まる。

読み聞かせによって本に親しむようになる乳幼児期から 1 人で読書ができるようになる年代まで、保護者が読書に関心を持ち、家庭内で本を読む習慣を形成することが大切である。子どもが家庭生活の中で、また、公民館や児童クラブなど、地域において読書に親しむことができるよう取り組みを行う。

そこで、一例として、赤ちゃんの 4 か月児健診時に本を 1 冊プレゼントするとともに、読み聞かせの実演を行うことにより、絵本を介して赤ちゃんと保護者が触れ合う機会を提供するなどがある。

続いて、その下、幼稚園・保育所における読書活動推進についてである。体験や対話を通して、豊かな感性とともに話し言葉を習得していく乳幼児期においては、保護

者や保育者が子どもと絵本を通して豊かな対話をする事、成長に合わせて継続的に読み聞かせを行うことが重要であることから、保護者や保育者による読み聞かせの機会を増やす取り組みを引き続き継続して行う。

併せて、人材育成も重要であり、幼稚園教諭、保育士への読み聞かせ等の研修を実施し、スキルアップを図っていく。

続いて、右側であるが、学校における読書活動推進についてである。学校は、子どもの読書習慣の定着を目指し、言葉を学び、感性や表現力、創造力を高めるすべての学習の基礎となる言語力を培う場として大きな役割を担っている。

学校図書館は、読書センターとして読む力の育成、人間性を養い、学習センター・情報センターとして、子どもが課題解決のために情報を収集し、整理・分析し、表現する探究的な学習を行う機能を持ち、学校教育の中核的な役割を担っている。これらの機能に交流センターの機能を兼ね備えた空間、ラーニングcommonsを整備し、個別最適な学びと協同的な学びを実現する新しい学びの場として活用を図っていく。

具体的な学校での取り組みとしては、読み聞かせ、ストーリーテリング、おはなし給食、ブックトーク出前などがある。

また、1人1台タブレットが整備されたことに関して、今後、タブレットで電子書籍が読める環境づくりについて検討していく。

一方で、特別支援が必要な児童生徒のサポートとして、文字の読み書きに困難さがある児童生徒に対し、音声読み上げ教科書『デイジー教科用図書』の貸出を実施する。併せて、学校司書の学校図書館運営研修など、人材育成を図っていく。

そして、推進計画の中心となるのが市立図書館であるが、図書館内の読書環境の整備、資料の充実にも努めるとともに、関連施設や団体との連携を深め、支援をしていく。また、子どもの読書活動推進に関する啓発と広報に主体的に取り組む。

イベントの実施においては、新たにこども落語会を実施するとともに、好評を得てきている夜の図書館をプラバホールとの連携によって魅力向上を図るなど、イベントを充実させ、図書館の来館者増加につなげる。

それから、電子書籍の導入の検討。これはデジタル社会に対応し、いつでもどこでも本が読める環境を整備するため、今後導入を検討したいと思う。

リニューアルオープン時に、中央図書館のカウンター正面の一番目立つ場所にバリアフリー図書のコーナーを設置した。大活字本や録音図書、点字書籍等を拡充させた

が、バリアフリー相談窓口も併せて新規に設置したため、ここ数年協議を重ねているライトハウスイブライリーさんと連携を図って、読書に困難を抱えている方をサポートしていきたいと思っている。

その他様々な取り組みがあるが、市立図書館が核となって、家庭・地域・幼稚園・保育園・認定こども園・学校などが連携して、子どもたちの読書環境が良くなり、より読書に親しめるよう情報発信・イベントの実施等により、市民全体に読書活動推進を啓発していきたいと考えている。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。質問や意見等はあるか。

○原田委員

読書は、ここの基本理念にあるように、心を育てるという面でも大事だと思うのだが、やはり学力向上の面でも、読書をたくさんしている子のほうが学力が上がっているのではないかというように考える。

うちのこどもの学校に関していえば、朝読書というのが決められているので、学校で1ヵ月間、本を1冊も読まないということはあり得ないのではないかと勝手に思っていたのだが、朝読書をやっている学校というのは全部ではないというようにお聞きした。とにかくこどもは時間がないと本はなかなか読まないと思う。ほかに誘惑がたくさんあるため。せめて学校で朝の時間だけでも読書をする、活字を見るという体験をさせてもらうと良いと思うため、是非うちでやっている朝読書を市内全域の学校でも広めていただくと良いのではないかとこのように思っている。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第4号については以上とする。

【報告 第5号 「松江市幼児教育こどもまんなかビジョン」の策定について】

○持田指導官

こどもまんなかビジョンの概要版、A3版を基にお話をさせていただきます。

令和5年3月に松江市幼稚園・保育所・認定こども園在り方計画を策定し、その具体的な取り組みの1つとして、幼児教育・保育の質の向上のため、これまでなかった幼児教育・保育の指針となるものを策定する計画を立て、この3月に松江市幼児教育こどもまんなかビジョンが完成した。

このビジョンを策定するにあたり、各委員によるこれまで3回の検討委員会で審議を重ね、パブリックコメントを行ってきた。このビジョンは、松江市の更なる幼児教育・保育の質の向上に向けて活用していただくことを願い、幼児教育・保育施設の保育者向けに編集している。

そして、ビジョンを活用することによって、こどもを真ん中にして、保護者、先生、地域が同じ目線でこどもを慈しみ、支え合い、こども主体の質の高い保育が行えるように考えている。

更にビジョンは、家庭や学校などの関係機関でも共有して、質の高い教育・保育への実現を図っていく。

内容については、松江市の幼児教育、保育の考え方、目指すこどもの姿や保育者像を分かりやすく示すとともに、0歳児から5歳児までに育てたい力と支援、幼児教育・保育で大切にすることを平成25年作成の松江市幼保小連携カリキュラムや幼児期の終わりまで育ててほしい10の姿と合わせて焦点化し、共有化を図っていく。

松江市が目指すこどもの姿は、健やかな心と体を持ち、自らの力を発揮しながら、意欲的に生活するこどもである。

目指す保育者像は、高い人権意識を持ち、かつ専門的知識・技術を学ぼうとする意欲を持って、こども一人一人の成長過程や個性を尊重しながら、主体的な姿を育む保育者としている。

要旨中央下部分であるが、目指すこどもの姿を育てるために、松江市が目指す幼児教育・保育の環境要素を図で表している。こどもが健やかに育ち、意欲的に生活していくためには、まず、人権教育、安全・安心な環境が不可欠であり、幼児教育・保育施設においては6つの教育・保育内容が必要だと考えている。

1つ目は、0歳児から5歳児までの健やかな育ちをつなぐカリキュラムである。このカリキュラムを通して、幼児期に育んだ力を小学校教育に確かにつなぐ。

2 つ目は、こども一人一人の人権を大切にする関わりである。どこの施設においても、こどものことをかけがえのない存在として慈しむ人権意識の高い保育者を育成すると同時に、こどもの人権意識を育む。

3 つ目は、家庭との連携と家庭支援である。丁寧で充実した家庭支援によって、保護者とこどもの愛着関係を育み、こどもの自己肯定感・自己有用感を高めていく。

4 つ目は、地域のひと・もの・ことや自然環境、伝統文化などとの触れ合いである。松江市ならではの地域性や自然環境などを生かし、こどもの地域愛を醸成する。

5 つ目は、個に応じた支援、特別支援についてである。早期からのきめ細やかな支援体制を強化し、乳幼児期からの一貫した支援の充実を図る。

6 つ目は、幼児教育と小学校教育との連携・接続である。年長から 1 年生の時期を架け橋期と捉え、それぞれの園・所が地域とともにこどもの豊かな体験や遊びの充実を図り、保幼小のつながりとともに、こどもたちの小学校への憧れや学ぶ意欲が一層高まるように支えたいと考えている。

こうして施設と園、施設と地域・教育機関などが相互に連携し、こどもの豊かな体験や遊びの充実により、質の高い乳幼児保育・教育を目指していく。

今後は、この松江市幼児教育こどもまんなかビジョンを関係施設へ配布し、内容について研修会を実施して浸透を図るとともに、このビジョンが松江市の幼児教育・保育の指針となり、松江に育つこどもの未来の基礎となるように取り組んでいく。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。この件について、何か質問や意見はあるか。

○塩川委員

先ほどから報告第 3 号の教職員の働き方改革プラン、4 号の読書活動推進計画、5 号の幼児教育まんなかビジョン等を説明していただいたが、たくさん労力を使って立派な計画・ビジョンができているのではないかと思う。

ただ、この冊子になっているものがどういう形で実際に効果を上げていくかということであるが、なかなか難しい問題ではないかと思う。計画倒れにならないように、やはり関係者の教職員、職員、保護者にかかってくるかというか、啓発していくかと

ということが今後大きな課題になってくるのではないかと思う。今の概要版をそれぞれ配っていただいたが、この概要版を使って、細かなところまではなかなか難しいと思うが、キーワード的なことで啓発をやっていくということが今後重要ではないかと思う。

それを受けて、学校、幼稚園等、いろいろな機会を通して啓発をしながら、実践・具現化に向けてやっていただきたいと思っている。計画はしっかりできていると思うので、あとはいかにこれを実践・具現化していくかというところを、できるだけ啓発の機会を設けながら実践していただきたいと思う。よろしく願います。

○持田こども政策課保育指導官

まず、松江市こどもまんなかビジョンであるが、ホームページにも載せている。そして、5年計画を立てている。そして今、策定されて2年目になるところであるが、この5月にはこどもまんなかビジョンについて、まず、管理職、主任、主幹、教頭向けの研修を行い、そのあとに教職員向けの研修も行って周知を図っていきたいと思っている。

更には、先進園として取り組んでいただき、実践を積んでいただいたり、各指導主事による園内研修での訪問により活用、また、実践を深めることを進めていきたいと思っている。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○大谷委員

とてもしっかりしたプランで、冊子もすごく素敵な冊子だと思うが、この冊子はどのように、誰に、どういうタイミングで配布されるかということを教えていただきたいのと、先ほど読書について非常に詳しいご説明があつて、読み聞かせとの関係もどこに入るかという、その2点を教えていただけるか。

○持田こども政策課保育指導官

このこどもまんなかビジョンについては、今現在、各園・所に配布している。

そして、この絵本などの関連についてであるが、こどもたちの保育の中で、0 歳児から 5 歳児までのカリキュラムをつくっているが、その中のかしこい体、生活する力、学ぶ力というところで、特に学ぶ力のところになるかとは思いますが、生活の中で絵本の時間をきちんと設けて、読書活動、絵本の読み聞かせを大切にし、こどもの情操を養っていきたいと考えている。

○吉野中央図書館事務局長

読書活動推進計画については、主にホームページで PR するというようにしている。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○原田委員

立場によって本の見方が違うとは思いますが、例えば保護者の立場で見た場合に、保護者はどういうところを気にして読んだら良いとか、こういうところを保護者として先生方と連携していったら良いとか、本を読む立場による見方もあると分かりやすいと思う。

あとは、いろいろなところで連携して行って、ホームページに載っているものも、リンクとして飛べるように横のつながりもできたら良いと思う。

以上である。

○持田こども政策課保育指導官

この松江幼児教育こどもまんなかビジョンの中には、様々な情報が入っている。もちろん先生方が目指す子供の姿、自分の教育者としての姿もあるが、後ろのほうには情報がたくさん載っており、参考になることがたくさんある。例えば、松江市の子育て応援サービスやサポート事業、エスコで行う支援や、公民館、学校、SDGs の目標、様々なこどもを取り巻く情報が載っているため、ご活用いただけたらと思っている。

○原田委員

是非その辺りを周知というか、「保護者の方は、是非このページを読んでもください」

とか、そのような周知の仕方を是非やっていただけたら良いと思う。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

ここで少し事例を紹介していきたいと思うが、昨日、一昨日と島根県内の19市町村教育長の会議があって、そこで研修があった。保幼小のつながりの話の中で、1つ事例として挙げたのが、保育所の時代に、こどもは、言葉は悪いがドブさらいをするのがすごく好きで、そのドブの中からいろいろな虫や植物を見つけ出して、自分でそれを図鑑で調べて分類したりして勉強をしていた。要は課題を自分で見つけて、自分で解決する手法を実践していた。小学校に入ったら、一方通行で同じことを言われ、お母さんに「学校がつまんない」と言って不登校になったという事例が1つ紹介をされた。

それから、我々もそのように思っていたが、やはり保育所・幼稚園の段階で、みんな元気な大きな声を出して頑張っていこうという世界から、小学校1年生になったらいきなりみんな前を向いて、しっかり座って先生の方に向きなさいと。このギャップはすごく天変地異というか、今まで言われてきたことと全く逆の指導が学校で行われるということがあって、そこでやはりこどもたちが思っていることと現実の違いというものを感じるという事例が紹介された。

特に前半の、今、小学校で求められている個別最適な学びというものを既にある意味実践している保育所の子が、小学校に行ったら大きな壁にぶつかってうまくいかない。これは我々に投げかけられた大きな課題だろうと思って、このお話を聞いていた。

すぐ答えが見つかる話ではないが、やはり保幼小の連携ということで、教育委員会とこども子育て部というのはこれからも継続して情報共有もしながら、どうしたら円滑に移行できるのかという対応をしっかりしたい。

それから、先ほどの図書館の話も同じだが、読書というものが学力の向上に資することはデータの的にも明らかである。それは集中力の問題でもある。同じ本を時間をかけてずっと集中して読める子というのは、学校で学ぶことに対しても非常に集中力が高くなるということがある。そういう意味での読書の大切さというのはしっかり取り組んでいくべきところだということにも思っている。そのことが学力の向上にもつな

がる。

それから、最近思っているのは、学校によって対応は違うが、かしこい体づくりという取り組みをしているところがあって、これは授業で正しい姿勢で学ぶ態勢、体幹づくりをする学習である。このことも集中力と合わせて、正しい姿勢を維持できる体幹を小さいときからつくっていく取り組みの重要性というのも非常にあると思っている。

なぜこの話を言うかであるが、1年生になったときのクラスづくり、学ぶ集団づくりの適否というのが、将来的に学力の向上に直結しているのではないかというように私は最近強く感じている。この円滑な移行というのは、松江の子どもたちにとってとても重要な要素になると思っているため、先ほど申し上げたように、しっかり子ども子育て部と教育委員会で連携を深めて対応していきたいというように思っている。

計画をつくると何か終わったような感じがするが、まだスタート時点に立っただけであり、これからが大切だと思うため、皆さんよろしくお願いをしたいと思う。

それでは、報告第5号については以上とする。

4 議事【議案2件】

○藤原教育長

次に次第の4だが、これは先ほどお諮りしたとおり、非公開での審議としたい。

5 その他報告【1件】

○藤原教育長

それでは、事務局から説明をお願いします。

【その他報告(1) 松江市いじめ問題対策連絡協議会委員の改選について】

○奥原生徒指導推進室長

議案集の17ページをご覧ください。まず、本案件、松江市いじめ問題対策連絡協議会委員は、議第1号、2号と同種の人事案件であるが、松江市教育委員会教育長に対する事務委任規則に該当しない、議決を要さない事務となる。

また、市長事務部局が所管する事務にはなるが、教育委員会に密接に関係する事項になるため、その他報告という形で御報告させていただく。

それでは、内容に移る。この協議会は、いじめ防止対策推進法に基づき、松江市いじめ問題対策連絡協議会と設置条例第 11 条に定められているものである。

任期は 1 年。市長が委嘱し、毎年度改選される協議委員についてである。

18 ページを御覧いただきたい。新旧対照表を載せている。今年度、新たに 8 名の委員の皆様にお世話になることになった。その資料の網掛け部のところである。

報告は以上である。

○藤原教育長

報告が終わった。この件について質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

この表の一番下のところに、いじめ問題対応専門家会議という会議がある。これは重大事態が起きたときにしか開かれない会議であったが、令和 5 年度から、せっかくこれだけのメンバーが揃っているため、我々教育委員会の相談機能としても会議を開くことにして、3 回開いて、事前にいろいろな相談をさせていただく環境ができた。それぞれ弁護士、精神科医、臨床心理士、社会福祉士、警察官の経験者、大学の先生もおられ、本当に示唆に富んだ話が聞ける良い会議になってきたと思っている。

今年度もこういう形で、専門家の皆さん方と事前に相談もさせていただきながら、いじめ問題の対策に取り組んでいきたいというように思っているところである。

それでは、その他報告 (1) は以上とする。

6 次回教育委員会会議の予定

【令和 6 年度第 2 回教育委員会会議】

日時：令和 6 年 6 月 4 日（火）10：00～

場所：教育委員会室

7 その他

○藤原教育長

事務局から何かあるか。

……………特になし……………

それでは、以上で令和 6 年度第 1 回教育委員会会議を一旦終了とさせていただく。

ここからは非公開の教育委員会会議に切り替え、会議を開催するため、関係者以外の方は御退席をお願いします。

以下は人事案件であるため、会議時点では非公開であったが、任命及び委嘱を行い、任期が開始しているため、会議録は公開する。

○藤原教育長

それでは、ただいまより会議を再開したいと思う。先ほど決定した2件の非公開の議題について審議を行っていきたいと思う。

4 議事【議案2件】

○藤原教育長

事務局から説明をお願いします。

【議第1号 松江市特別支援教育就学審議会委員の委嘱について】

○山本発達・教育相談支援センター所長

本審議会は、松江市条例第131号で定められており、この度は3名の委員の異動及び辞職により改選を行うものである。

別冊の資料の右上に議第1号別紙と書いてある1ページを御覧いただきたい。新しく委嘱する委員の表に氏名、分野、所属・職名及び新任再任の別を示している。

この新しい委員の任期については、前任の委員の在任期間として、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとしている。

資料をめくった2ページに委員委嘱の新旧対照表を資料として載せている。

説明は以上である。御審議のほど、よろしくをお願いします。

○藤原教育長

私が聞くのも何なのだが、教諭と書かれた皆さん、交代されたというのは、それぞれどういう得意分野というか、特性があるからこれに選任して委嘱するのかということは何か説明があるか。

○山本発達・教育支援センター所長

この度異動により中学校の教員が2名交代している。この度新任としている教諭については、これまで教育センター、松江教育事務所において相談を受け持った経験のある者を新任として選出しているところである。

○藤原教育長

それでは、説明が終わった。この件について質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第1号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、第1号議案は承認をされた。

【議第2号 松江市社会教育委員の委嘱について】

○加納生涯学習課長

資料は、先ほどご覧いただいた議案の別紙の3ページのほうを御覧いただきたいと思う。

まず、この社会教育委員は、社会教育法第15条に基づき設置をされている委員である。

また、委員の委嘱の基準、定数、任期などについては、同法18条により条例に委任されることとなっている。

本市においては、学校教育や社会教育の関係者、また、家庭教育の向上に資する活動を行う方や学識経験者の中から教育委員会が委嘱をすることとしている。現在は17名の方々に委員に委嘱をさせていただいて、社会教育に関する教育委員会への助言などを行っていただいているところである。

今回御提案申し上げるのは、資料の中ほどに記載がある選出団体の会長等の交代に伴い、4団体から社会教育委員に推薦する推薦書が提出されたため、全員の残任期間について委嘱をすることをお諮りするものである。

よって、任期については、令和6年4月25日、本日から令和7年3月31日としている。

また、資料の4ページには、委員の委嘱の新旧対照表を資料として御提供させていただいている。

説明は以上である。御審議のほど、よろしく願います。

○藤原教育長

説明が終わった。この件について質問や意見はあるか。

○塩川委員

社会教育関係者のところで、旧の松江青年会議所の伊原正浩委員さんから、新しく樋口拓磨さんに変更されておられるが、この方は新任ではないのか。

○加納生涯学習課長

3月の委員会で議案を出している。

○塩川委員

承知した。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

………質問・意見なし………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第2号については、承認することとしてよろしいか。

………異議なし………

それでは、第2号議案は承認をされた。

8 閉会宣言（藤原教育長）